

教育データの利活用に関するガイドラインの改訂について

- 令和4年12月に決定・公開した「[教育データの利活用に関するガイドライン](#)」について、**実証事業のその後の進捗を踏まえ、改訂**（主なポイントは下記参照）。
- 今後、**教育委員会定例会に諮り改訂・公表を予定**。

<改訂の主なポイント>

DBのシステム

- ・R4年度においてはオンプレミス環境でDBを構築していたが、R5年度はクラウド上で構築することに伴い、記述の更新や実装すべき機能を追加。

安全管理措置

- ・学校現場におけるDBの試行を通して得られた成果・課題を踏まえ、アクセスコントロールや研修会の実施など安全管理措置について記述を追加。

個人情報の保護

- ・R5年4月から改正個人情報保護法が施行されたことに伴い、個人情報の保護に係る運用について記述を更新。

本人・保護者への丁寧な説明

- ・R5年度の運用の具体的な内容（各種調査フォームへデータをDBに連携する旨の明記や、DBに係る保護者宛通知文の発出）について記述を追加。

DB搭載を望まない者への対応

- ・本人や保護者がDB搭載の個人情報の削除を希望する場合において、必要となる手続（いわゆるオプトアウト）について追記。

（※）その他、DBに固有の情報についての例示の追加や、記述の時点更新を全体的に行っている。